
令和8年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

日頃は、富田林市の税務行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の償却資産(固定資産税)の申告の時期が近づいて参りました。つきましては、申告書類一式を同封いたしますので、この手引きを参考に申告書を作成し提出してください。

なお、毎年1月1日現在における償却資産の申告は、地方税法第383条の規定により義務付けられています。この申告について、ご不明な点がございましたら、富田林市役所 課税課 資産税係にお問い合わせください。



法定申告期限…

令和8年2月2日(月)

期限間近になりますと、窓口が混雑しますので、できるだけお早めにご提出ください。ご協力よろしくお願いします。

虚偽の申告をした場合は1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処せられ、正当な理由なく申告をしない場合は、10万円以下の過料を科せられることがあります。(地方税法第385条、386条、395条、富田林市税条例第78条)

※資産の増減がない方、休業・廃業された方もその旨を記載の上、申告してください。

※申告書を郵送で提出される方で、市の受付印を押した控えの返送を希望される場合は、返信用封筒(切手を貼付し宛名書きしたもの)を必ず同封してください。

返信用封筒及び切手の同封がない場合は、返送いたしかねますので、ご了承ください。

※この申告について、提出書類の記載方法がわからない場合は、お早めにご相談ください。

なお、次の書類をお持ちいただければ、申告をその場で済ませることができます。

個人事業主の場合…簡易帳簿(固定資産台帳)、所得税青色申告決算書、又は、減価償却資産の明細がわかる書類

法人の場合…固定資産台帳、法人税確定申告書、又は、減価償却資産の明細がわかる書類

【ご提出先・お問い合わせ先】切り取って申告書送付の際に封筒に貼りつけてご利用ください。

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

富田林市役所 課税課 資産税係 償却資産 担当 行

電話 0721-25-1000 (内線 114・115) 窓口受付時間 9:00~17:30

(土日祝日、年末年始 12/29~1/3 を除く)

【目次】

I 償却資産のあらまし（P 1～P 2）

1 償却資産とは	P 1
2 資産の種類別の主な償却資産	P 1
3 業種別の主な償却資産	P 2
4 家屋と償却資産の区分	P 2

II 償却資産の申告方法など（P 3～P 7）

1 申告の必要な方	P 3
2 申告の必要な資産	P 3
3 申告の必要がない資産	P 4
4 国税との主な違い	P 5
5-1 ご提出いただく書類 （同封している申告書類を使って申告する場合）	P 5、P 6
5-2 ご提出いただく書類 （自社の電算処理により申告する場合）	P 6、P 7
5-3 <i>eLTax</i> での申告について	P 7

III お知らせ事項（P 8～P 9）

1 税額等について	P 8
2 修正申告のお願い	P 8
3 不申告または虚偽の申告の罰則について	P 9
4 調査協力をお願い	P 9
5 過年度の税額修正について	P 9
6 耐用年数の短縮などの添付書類一覧	P 9
7 課税標準額の特例措置について	P 9

IV 参考資料（P 10～P 17）

【参考資料1】 耐用年数表	P 10
【参考資料2】 減価残存率表	P 11
【参考資料3】 償却資産申告書及び種類別明細書の記入例	
(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例	P 12、P 13
(2) 種類別明細書（増加資産用）の記入例	P 14、P 15
(3) 種類別明細書（減少資産用）の記入例	P 16、P 17

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

法人や個人で工場や商店を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸している方などが、その事業のために用いている①構築物、②機械及び装置、③船舶、④航空機、⑤車両及び運搬具、⑥工具・器具及び備品などの有形固定資産を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。ただし、家庭用の資産や販売用に陳列保管している商品などは含みません。

また、ソフトウェア、特許権、電話加入権などのような無形固定資産、自動車税（種別割）又は軽自動車税（種別割）の対象になっている自動車などは、課税の対象とはなりません。

2 資産の種類別の主な償却資産

種	類	主 な 償 却 資 産	
1	構 築 物	土地に定着しない簡易な建物又は周壁等で外界と遮断されない建物	プレハブの簡易事務所や物置、テント倉庫、農業用ビニールハウス、カーポート、自転車置き場、資材・ゴミ置き場、ゴルフ練習場など
		土地に定着した土木設備	広告塔、門扉、外灯、舗装路面（駐車場・構内舗装など）、外構工事、緑化設備（植栽などを含む）、擁壁（事業用資産に資する工作物）、煙突など
		建物附属設備	受変電設備、厨房設備、屋外給排水設備、簡易間仕切り、建物から独立した設備など 特定の生産又は業務の用に供されるもの
		建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備など（ただし平成16年4月1日以降のもの）⇒詳しくはP2の4「家屋と償却資産の区分」をご覧ください。
2	機 械 及 び 装 置	製造機械設備	金属加工設備、その他製造機械設備など
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤など
		搬送設備	クレーン、コンベアなど
		その他設備	ガソリンスタンド、クリーニング、駐車場機械などの設備、太陽光発電設備など
3	船 舶	モーターボートなど	
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
5	車 両 及 び 運 搬 具	クレーンなどの大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00 から 09 及び 000 から 099」、「9」、「90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、構内運搬具、台車、貨車、客車など	
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	ドリル、カッターなどの工具、応接セット、机、パソコン、プリンター、複写機、理美容器具、医療機器、金庫、ロッカー、陳列ケース、自動販売機、エアコン、冷蔵庫、テレビ、レジスター、カラオケの音響機器など	

3 業種別の主な償却資産

業 種	課 税 対 象 と な る 資 産
共 通	看板、舗装路面（コンクリート、アスファルト）、外構工事、業務機器用動力配線設備、屋外給排水設備、有線・無線LAN設備、内装・内部造作、日よけ、ブラインド、カーテン、ルームエアコン、コピー機、自動販売機、レジスター、キャビネット、応接セット、ロッカー、テレビ、パソコン、太陽光発電設備など
製 造 ・ 加 工 業	各種製品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包器、受変電設備など
印 刷 業	各種製版機、印刷機、裁断機など
不 動 産 貸 付 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車場（ターンテーブルを含む）、駐車場料金自動計算装置、門扉、植栽、塀、舗装、駐輪場など
飲 食 業	テーブル、イス、厨房設備、冷凍冷蔵庫、音響設備、ネオンサインなど
小 売 業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機・冷蔵庫付のものを含む）、自動販売機など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、フォークリフト（自動車税（種別割）や軽自動車税（種別割）の対象になっているものを除く）など
娛 楽 業	パチンコ機、パチンコ機取り付け台（島設備）、両替機、音響設備、ボウリング場用設備など
ゴ ル フ 練 習 場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、芝生、ゴルフボール自動貸出機など
ホ テ ル 業	客室設備（ベッド・家具・テレビなど）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備など
理 美 容 業	理美容イス、洗髪設備、消毒殺菌設備、ドライヤーなど
医 科 歯 科 業	医療機器（ベッド、エックス線装置、歯科ユニット、薬品戸棚）など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンクなど

4 家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備などの建築設備（家屋と一体になって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、下記の場合に応じてそれらを家屋と償却資産に区分して課税します。

(1) 家屋と設備の所有者が同じ場合

家屋から独立した機器、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産業務の用に供されるもの、顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いものや、単に移動・転倒を防止する程度に家屋に取り付けられたものは、償却資産の対象となります。

(2) 家屋と設備の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）が施工した内装・造作及び建築設備などについては、償却資産の対象となります。富田林市では、平成16年4月1日以降に取り付けられたものは、賃借人（テナント）が償却資産として申告する必要があります。（地方税法第343条第10項、富田林市税条例第58条第7項）

Ⅱ 償却資産の申告方法など

1 申告の必要な方

令和8年1月1日現在、法人または個人で事業用として、富田林市内に償却資産（P 1～P 2の「Ⅰ 償却資産のあらまし」に掲げる資産）を所有している方。

また、解散、廃業、休業又は移転をした方、あるいは事業用の償却資産を所有していない方も、申告書右下の「18 備考欄」にその旨を記入して必ず申告してください。

⇒詳しくはP 5の5-1「ご提出いただく書類」をご覧ください。

2 申告の必要な資産

(1) 申告の対象となる資産は、土地および家屋以外の有形固定資産で、原則として耐用年数が1年以上、かつ1個又は一組の取得価額（附帯費用を含む）が10万円以上の事業用資産です。
ただし、10万円未満の資産であっても、法人税法又は所得税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産は、申告の必要な資産になります。

⇒詳しくはP 4の「償却方法と取得価額による課税対象の一覧」をご覧ください。

(2) 次の①～⑬に該当する資産も、申告が必要です。

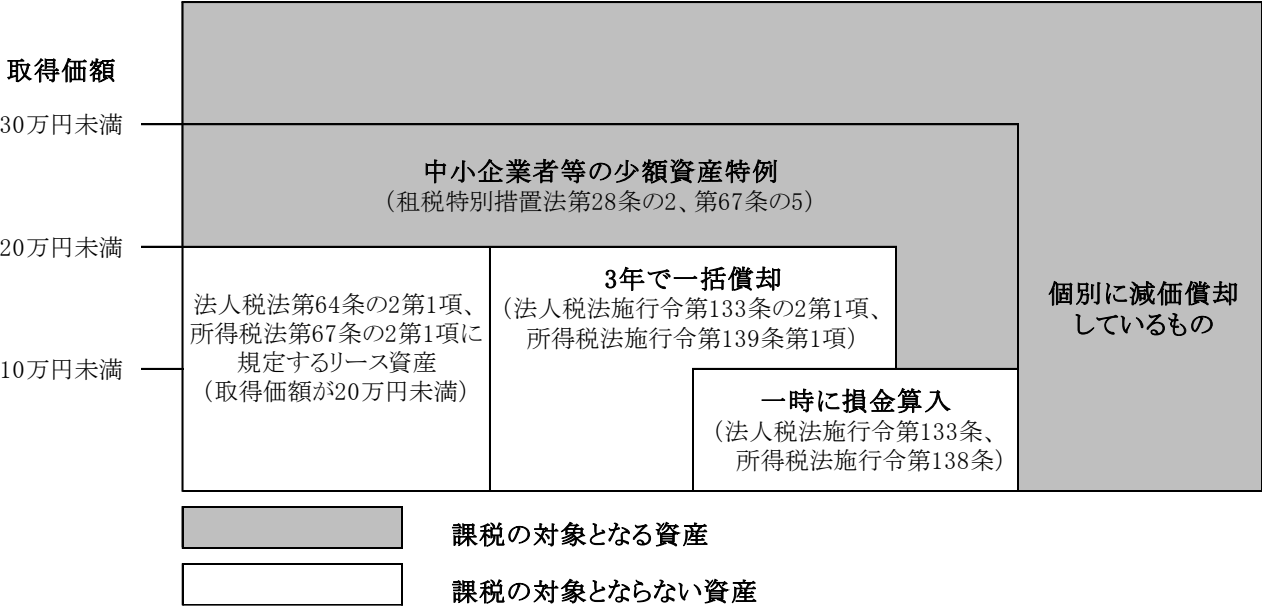
- ①「中小企業者等の少額償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」を適用する取得価額30万円未満の資産（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）
- ②自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象にならない車両及び運搬具
- ③簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④償却済み資産（法定の減価償却を終えたが、事業の用に供している資産）
- ⑤決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ⑥遊休資産及び未稼働資産（いつでも稼働できる状態の資産）
- ⑦借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様である資産
- ⑧建設仮勘定で経理されている資産で、令和8年1月1日現在完成している資産
- ⑨改良費（資本的支出）に該当する資産
- ⑩福利厚生のに供する資産
- ⑪減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却可能な資産
- ⑫他の事業者に貸し付けて事業の用に供している資産
- ⑬清算中の法人で、清算事務に供している資産

次の①～⑧に該当する資産は、事業の用に供するものであっても申告の必要がありません。

- ①少額の減価償却資産（耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の資産で、法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条の規定により一時に損金又は必要な経費に算入した資産）
- ②一括償却資産（取得価額が 20 万円未満で、法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項の規定により一括して 3 年間で均等に償却する資産）
- ③法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（売買扱いとするファイナンシャルリース）資産で取得価額が 20 万円未満の資産
- ④自動車税（種別割）又は軽自動車税（種別割）の課税対象となる資産
- ⑤無形固定資産（ソフトウェア、特許権、電話加入権など）
- ⑥書画・骨董（複製品で装飾的な目的で使用しているものは申告の対象になります）
- ⑦繰延資産（試験研究費など）
- ⑧棚卸資産（貯蔵品・商品など）

固定資産税（償却資産）において課税の対象から除外する、いわゆる「少額資産」は、地方税法の規定（地方税法第 341 条第 4 号、地方税法施行令第 49 条）により、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの及び法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で取得価額 20 万円未満のもののみをいいます。

このことから、租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。



※取得価額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別に償却しているものは固定資産税の申告対象となります。

4 国税との主な違い

項 目	国 税 の 取 扱 い (法 人 税 ・ 所 得 税)	地 方 税 法 の 取 扱 い (固 定 資 産 税)
償 却 計 算 の 基 準 日	事業年度 (決算期)	賦課期日 (1月1日)
減 価 償 却 の 方 法	○定額法、定率法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	定率法のみ。(減価率は「旧定率法」で使用する償却率と同じ) ⇒詳しくはP11【参考資料2】減価残存率表をご参照ください。
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却 (1/2)
圧 縮 記 帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
評価額の最低限度	備忘価額 (1円)	取得価額の100分の5
中小企業の少額資産の損金の特例 (租税特別措置法)	認められます	認められません

5-1 ご提出いただく書類 (同封している申告書類を使って申告する場合)

(1) 初めて申告される方

令和8年1月1日現在、富田林市内に所有しているすべての資産を申告してください。

資産の所有状況	償却資産申告書	種類別明細書		申告書「18 備考」欄 記載事項
		増加資産用	減少資産用	
該当する資産がある	○	○	×	
該当する資産がない	○	×	×	資産なし

(2) 前年度申告された方

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、増加及び減少のあった資産を申告してください。

資産の所有状況	償却資産申告書	種類別明細書		申告書「18 備考」欄 記載事項
		増加資産用	減少資産用	
資産の増減がない	○	×	×	増減なし
資産の増加のみがある	○	○	×	
資産の減少のみがある	○	×	○	
資産の増加と減少がある	○	○	○	
廃業又は事業所を富田林市 外へ移転した	○	×	○	該当事由及び年月 (例) 令和7年4月事務所 移転、令和7年6月廃業

※種類別明細書3枚複写のうち、1枚目（提出用）と2枚目（提出用）を提出し、3枚目（控用）はご本人様控えとして保管してください。

※内容を訂正される場合は、必ず見え消し線（二重線）を引いてください。

※申告書を郵送で提出される方で、市の受付印を押した控えの返送を希望される場合は、返信用封筒（切手を貼付し宛名書きしたもの）を必ず同封してください。
返信用封筒及び切手の同封がない場合は、返送いたしかねますので、ご了承ください。

5-2 ご提出いただく書類（自社の電算処理により申告する場合）

企業などの電算処理により申告される場合は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、毎年度、全国的に統一された全資産申告の様式（地方税法施行規則第26号様式）による申告が必要になります。

(1) ご提出いただく書類の区分

資産の所有状況	償却資産申告書	種類別明細書		申告書「18 備考」欄 記載事項
		増加資産用	減少資産用	
資産の増減がない	○	×	×	増減なし
資産の増加のみがある	○	○	×	
資産の減少のみがある	○	×	○	
資産の増加と減少がある	○	○	○	
資産を所有していない	○	×	×	資産なし
廃業又は事業所を富田林市 外へ移転した	○	×	○	該当事由及び年月 (例) 令和7年4月事務所 移転、令和7年6月廃業

(2) 申告書作成時に記載していただきたい事項

ア. 償却資産申告書

- ①「評価額」欄、「決定価格」欄、「課税標準額」欄に記載してください。
- ②所有者コード欄は、富田林市の申告書に記載されている所有者コードを記載してください。

イ. 種類別明細書（増加資産用）（減少資産用）

- ①全資産について、固定資産にかかる償却資産の評価基準による計算を行い、評価額を記載してください。
- ②種類別明細書は、資産の種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載してください。
- ③課税標準の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載し、該当資産の確認ができる書類を添付してください。
- ④資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行ってください。
- ⑤評価計算上の償却可能限度額は、取得価額又は資本的支出の95%としてください。

5-3 **elTAX** での申告について

富田林市では、**elTAX** を利用した市税の電子申告の受付をしています。償却資産の申告についてもご利用いただけます。詳しくは **elTAX** ホームページをご覧ください。 **elTAX** ヘルプデスクまでお問い合わせください。

elTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>)



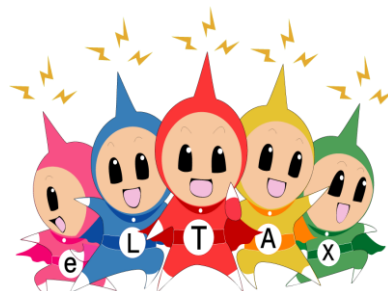
○ **elTAX** ヘルプデスク

電話番号 0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合は
「03-6745-0720」をご利用ください。

受付時間 9:00～17:00

(土日祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く)



Ⅲ お知らせ事項

1 税額等について

(1) 課税標準額

令和8年1月1日（賦課期日）現在で、富田林市内に所在する償却資産の価額（評価額）を合計したものです。償却資産の価額（評価額）は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基に算出します。

① 前年中に取得した資産

評価額=取得価額×減価残存率*（A） *減価残存率はP11をご覧ください。

② 前年前に取得した資産

評価額=前年度の評価額×減価残存率*（B） *減価残存率はP11をご覧ください。

※以後、毎年この方法で計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。5%未満になる場合は、5%でとどめます。

＜例＞ 取得価額250,000円、取得時期令和7年2月、耐用年数4年のパソコンの場合

耐用年数4年、前年中取得のものの減価残存率(A)・・・0.781

耐用年数4年、前年前取得のものの減価残存率(B)・・・0.562

令和 8年度:250,000円×0.781=195,250円

令和 9年度:195,250円×0.562=109,730円

令和10年度:109,730円×0.562= 61,668円

令和11年度: 61,668円×0.562= 34,657円

令和12年度: 34,657円×0.562= 19,477円

令和13年度: 19,477円×0.562= 10,946円 <12,500円=250,000円×5%

※令和13年度で算出額が取得価額の5%(12,500円)より小さくなりますので、令和13年度以降は12,500円を評価額とします。

(2) 税率及び税額

償却資産（固定資産税）の税率は1.4%です。

税額 = 課税標準額 × 税率

(3) 免税点

償却資産の課税標準額合計額が150万円に満たない場合は、課税されません。実際の税負担がないため、納税通知書は発送いたしません。（富田林市に償却資産のみ所有の場合）

2 修正申告のお願い

確定申告後や決算後等、年度の途中に償却資産の申告に誤りがあった場合は、直ちに修正申告をお願いします。申告書が必要な場合は、ご連絡ください。

3 不申告または虚偽の申告の罰則について

虚偽の申告をした場合は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処せられ、正当な理由なく申告をしない場合は、10万円以下の過料を科せられることがあります。（地方税法第385条、第386条、第395条、富田林市税条例第78条）

4 調査協力をお願い

富田林市では、申告書の受理後、地方税法第353条および第408条の規定に基づいて、調査を行っておりますので、その際にご協力をお願いします。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

5 過年度の税額修正について

申告いただいた資産の中に申告漏れや登録資産の修正がある場合は、地方税法第17条の5第5項の規定に基づいて、5年を限度として該当する年度の固定資産課税台帳及び税額を修正する手続きを行いますので、あらかじめご了承ください。

6 耐用年数の短縮などの添付書類一覧

事 項	国税における所轄	添 付 書 類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認通知書
増加償却	税務署長	増加償却の届出書
陳腐化資産の一時償却	国税局長	陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書

※書類はすべて写しで結構です。

7 課税標準額の特例措置について

○「わがまち特例」による課税標準額の特例措置

平成24年度税制改正により、固定資産税の特例措置に関して、市町村の判断で特例割合を決定できる仕組みである「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。

(<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/site/kazei/47376.html>)



○先端設備等の取得に係る課税標準額の特例措置

中小事業者等が、「先端設備等導入計画」に基づき新たに取得した設備等について、一定の要件を満たす場合、固定資産税の課税標準額に軽減が適用されます。

詳しくは、下記URLや二次元コードからご確認ください。

(<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/site/kazei/129223.html>)



IV 参考資料

【参考資料1】 耐用年数表

○減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第1「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（一部抜粋）」

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用年数
構 築 物	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15 年
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10 年
車 両 及 び 運 搬 具	前掲のもの以外のもの	フォークリフト	4 年
器 具 及 び 備 品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	冷房用又は暖房用機器	6 年
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6 年
	2 事務機器及び通信機器	電子計算機、パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）	4 年
	5 看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3 年

別表第2「機械及び装置の耐用年数表（一部抜粋）」

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用年数
1	食料品製造業用設備		10 年
31	電気業用設備	その他設備 （主として金属製のもの）	※17 年
40	倉庫業用設備		12 年
42	飲食料品卸売業用設備		10 年
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13 年

※上の2表は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第1及び別表第2」を一部抜粋したものです。詳しくは、国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp>)などで検索されるか、市役所までお問い合わせください。

※「太陽光発電設備」については機械及び装置、耐用年数17年で申告をお願いいたします。
 なお、太陽光発電設備は、電力需給開始月を取得月としますので、初回申告時のみ電力会社等が発行する「再生可能エネルギー発電に関する電力需給契約のご案内」の写しを併せて提出してください。

[参考資料2] 減価残存率表

○『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表（一部抜粋）」

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-(減価率÷2)	1-減価率			1-(減価率÷2)	1-減価率
				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

【参考資料3】

(1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入例

(提出用)

第二十六号様式

令和 8 年 1 月 12 日 富田林市長 様		令和 8 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード ○○○○○○○○	
所有者	住所 〒584 - 8511 ① とんだばやしときわちょう ① 富田林市常盤町1番1号 (電話0721-25-1000 FAX0721-20-2012)	3 個人番号又は法人番号 ③	8 短縮耐用年数の承認 ⑧ 有・無		
	氏名 (ふりがな) かぶしがいいしやとんだばやし ② 株式会社とんだばやし 代表取締役 富田林 太郎 (屋号 とんだばやし◎◎)	4 事業種目 (資本金等の額) 車両ブレイク製造業 (10 百万円) ④	9 増加償却の届出 ⑨ 有・無		
		5 事業開始年月 ⑤ 昭和33 年 3 月	10 非課税該当資産 ⑩ 有・無		
		6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理部 常盤 花子 (電話 0721-××-○○○○)	11 課税標準の特例 ⑪ 有・無		
		7 税理士等の氏名 富田林 町子 (電話 0721-××-○○○○)	12 特別償却又は圧縮記帳 ⑫ 有・無		
			13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法 ⑬		
			14 青色申告 有・無 ⑭		
資産の種類		取得価額		15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 ① 常盤町○-○ ② 山中田町○丁目○-○ ③ 寺池台○丁目○-○ ⑮	
1 構 築 物	前年前に取得したもの (イ) 3,260,500	前年中に減少したもの (ロ) 0	前年中に取得したもの (ハ) 0	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ) 3,260,500	
2 機 械 及 び 装 置	7,101,612	1,412,728	13,691,044	19,379,928	16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等 (株)○○リース、大阪市◎◎区、○△△△△△-△△△△△ ⑯
3 船 舶	⑲	⑳	㉑	㉒	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家 ⑰
4 航 空 機					18 備考(添付書類等) 令和7年6月30日 住所変更 ⑱
5 車両及び運搬具	4,501,000	800,000	0	3,701,000	(受付処理欄)
6 工具、器具及び備品	918,210	12,300	450,000	1,355,910	控
7 合 計	15,781,322	2,225,028	14,141,044	27,697,338	内容
資産の種類	評価額(ホ)	※決定価格(ヘ)	※課税標準額(ト)		
	1 構 築 物				
	2 機 械 及 び 装 置				
	3 船 舶				
	4 航 空 機	㉓	㉔	㉕	
	5 車両及び運搬具				
	6 工具、器具及び備品				
7 合 計					
				パンチ	
				受付簿	

※この申告書は、複写になっていないので、提出用と控用それぞれに記入するか、提出用をコピーして控えとしてください。

※こちらの様式は、若干変更されている可能性があります、内容に変更はありません。

欄	記入の仕方	留意事項	欄	記入の仕方	留意事項
申告年月日	申告書を提出する年月日を記入してください。				
所有者コード	納税通知書の番号です。印字がない場合は、記入する必要はありません。		⑩	借用資産の有無について○で囲んでください。 「有」の場合、貸主の名称・住所・電話番号を記入してください。 ただし、この場合の、借用資産は、土地と家屋以外のリース資産です。	
①	印字された住所を確認し、電話番号を記入してください。 FAXをお持ちの場合は、FAX番号も記入してください。	印字した情報に誤りがある場合や変更・訂正のある場合は赤字で二重線を引き訂正してください。	⑪	該当する方を○で囲んでください。	
②	個人事業主の方は、氏名、ふりがなを確認してください。 法人の場合は、名称を確認し代表者名を記入してください。	住所と納税通知書の送付先が違う場合は明記してください。	⑫	次のような事項を記入してください。 ◎「耐用年数の短縮の承認通知書」「増加償却の届出書」の写し等、添付書類の名称 ◎納税管理人を定めている場合は、その氏名、住所 ◎廃業・休業・事業所移転などの場合、その事由と年月日 ◎資産の増加や減少がない場合「増減なし」 ◎該当する資産がない場合「資産なし」	
③	個人事業主の場合は個人番号を、法人の場合は法人番号を記入してください。(個人番号は12桁・法人番号は13桁です。)	本人確認資料(マイナンバー確認資料+身元確認資料)の写しを提出してください。 ※eLTAX(電子申告)による申告、または法人番号を記載した申告書を提出していただく場合は、本人確認資料の添付は不要です。	⑬	初めての方以外は、印字してあります。	昨年度の申告書の(二)の欄の額と同じです。
④	業種を具体的に記入してください。(例)○○の製造業・○○の加工業など 法人の場合、()内に資本金等の額を記入してください。	複数の事業を行う場合は、主たる事業種目をお書きください。	⑭	前年中(R7.1.2～R8.1.1)に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。(前年前に減少した資産の申告忘れ分も含めてください。)	種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じになっていることをお確かめください。
⑤	富田林市内で事業を開始した年月を記入してください。		⑮	前年中(R7.1.2～R8.1.1)に増加した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。(前年前に増加した資産の申告忘れ分も含めてください。)	種類別明細書(増加用)の取得価額の合計額と同じになっていることをお確かめください。
⑥	この申告に対して応答する方の所属と氏名、電話番号を記入してください。	電話番号には必ず市外局番をつけてください。	⑯	(イ)－(ロ)＋(ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	
⑦	本年度の償却資産の申告を税理士に委託された場合は、税理士の氏名、電話番号を記入してください。		⑰ ～ ⑲	記入の必要はありません。ただし、自社の電算処理により全資産申告を行う場合は、記入をお願いします。	
⑧～⑭	それぞれの該当する方を○で囲んでください。		⑳	受付処理欄のため、記入の必要はありません。	
⑮	富田林市内における償却資産の所在地を記入してください。資産の所在地が2か所以上に分かれている場合は、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。				

(2) 種類別明細書(増加資産用)の記入例

★令和8年1月1日現在所有している資産と今回送付した「令和7年度種類別明細書」に印字されている資産とを比べ、増加した資産を記入してください。
これまでに増加の申告を忘れていたものがあれば、その資産も記入してください。
★この用紙は、感圧式の3枚複写です。強めに記入してください。上から1枚目(提出用)と2枚目(提出用)を提出して、3枚目(控用)はご本人様の控えとしてください。

令和 8 年度 ①

※所有者コード ② ○○○○○○○○		種類別明細書(増加資産用)										③ 所有者名 株式会社とんだばやし		1 枚の5 ④ 枚目	
⑤ 行 番号	⑥ 資産 コード	⑦ 資 産 の 名 称 等	⑧ 取 得 量	⑨ 取 得 年 月			⑩ 取 得 価 額	⑪ 耐 用 年 数	⑫ 減 価 残 存 率	⑬ 価 格	⑭ 課 税 率 コード	⑮ 課 税 標 準 額	⑯ 増 加 事 由	⑰ 摘 要	
01	2	9 ないめんじどうけんさくばん	1	4	27	3	8,720,360	10	0.					①・2 3・4	
02	2	10 装甲クレーン20T	1	4	14	11	3,845,600	10	0.					①・2 3・4	
03	2	11 ベルトコンベア	3	4	14	2	1,125,084	10	0.					①・2 3・4	R 7.6 受入れ
04	2	12 太陽光発電設備	1	5	6	5	12,400,000	17	0.					①・2 3・4	前年度 申告もれ
05	6	13 パーソナルコンピュータ	1	5	7	8	450,000	4	0.					①・2 3・4	
06									0.					①・2 3・4	
07									0.					①・2 3・4	
08									0.					①・2 3・4	
09									0.					①・2 3・4	
10									0.					①・2 3・4	
11									0.					①・2 3・4	
12									0.					①・2 3・4	
13									0.					①・2 3・4	
14									0.					①・2 3・4	
15									0.					①・2 3・4	
16									0.					①・2 3・4	
17									0.					①・2 3・4	
18									0.					①・2 3・4	
小計			7				26,541,044								

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印をつけてください

欄	記入の仕方	留意事項	欄	記入の仕方	留意事項
①	申告の年度を記入してください		⑩	当該資産を取得するために支出した金額又は通常支出すべき金額(付帯費を含む)を記入してください。 圧縮記帳については償却資産の評価上認められていませんので、当該圧縮を含めた実際の取得価額を記入してください。	取得価額には当該償却資産の引取り運賃、荷役費、運送保険、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用も含まれます。
②	償却資産申告書の所有者コード欄の番号を記入してください。	初めて申告される方は、記入不要です。			
③	氏名または名称を記入してください。				
④	種類別明細書(増加資産・全資産用)について、 2枚のうちの1枚目 というようにページ数を付してください。		⑪	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、第2、第5、第6に掲げる耐用年数を記入してください。中古資産について見積耐用年数によっている場合はその年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合は、その年数を記入してください。	短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。
⑤	右の区分を参考にして、資産の種類に対応する数字(1～6)を記入してください。	1.構築物 2.機械及び装置 3.船舶 4.航空機 5.車両及び運搬具 6.工具、器具及び備品	⑫～⑮	記入の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入をお願いします。	
⑥	資産コードは、資産の種類ごとに既に申告されている資産のコードの続き番号になるように番号を付してください。	初めて申告される方は、 資産の種類ごとに1から番号を付してください。	⑯	該当する増加事由の番号を必ず○で囲んでください。	1.新品取得 2.中古品取得 3.移動による受入れ 4.その他
⑦	ひらがな・カタカナ・漢字・ローマ字・数字で記入してください。	40文字以内にまとめてください。	⑰	次のような事項を記入してください。 ◎課税標準額の特例がある資産についてその適用の条項(例：地方税法第349条の3第1項) ◎耐用年数の変更があった場合その旨の表示 ◎短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ◎その他価額の決定にあたって必要な事項	「前年度申告もれ」の場合その旨を記入してください。「移動による受入れ」の場合、移動した年月を記入してください。
⑧	資産の数量を記入してください。 <u>数量を特定できないものは、「1」としてください。</u>	形式・能力等が同一でも、 取得年月や取得価額が異なるものは分けて記入してください。			
⑨	右の区分を参考にして、資産を取得した年号及び年月を記入してください。	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和			

(3)種類別明細書(減少資産用)の記入例

★令和8年1月1日現在所有している資産と今回送付した「令和7年度種類別明細書」に印字されている資産とを比べ、減少した資産を記入してください。
 これまでに減少の申告を忘れていたものがあれば、その資産も記入してください。
 ★この用紙は、感圧式の3枚複写です。強めに記入してください。上から1枚目(提出用)と2枚目(提出用)を提出して、3枚目(控用)はご本人様の控えとしてください。

令和 8 年度 ①

※ 所有者コード		種類別明細書(減少資産用)				③ 所有者名		1 ④ 枚目			
② 〇〇〇〇〇〇〇〇						株式会社とんだばやし		1 ④ 枚目			
行 番 号	⑤ 資産 種類	⑥ 減価 率	⑦ 資 産 の 名 称 等	⑧ 取得年月		⑩ 取得 額	⑪ 耐 用 年 数	⑫ 申 告 年 度	減少の事由及び区分		⑮ 摘 要
				年 号	年 月				1 売却 3 移動 その他	2 滅失 2 盗難	
01	2	5	コンプレッサー6HP	1	4 17 4	1,001,700	10	18	⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
02	2	7	ベルトコンベア	4	4 15 2	411,028	10	16	⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
03	5	1	フォークリフト	1	3 62 12	800,000	4	63	⑬ ② 3・4	⑭ ① 2	
04	6	5	応接セット	1	4 3 11	12,300	5	3	⑬ ② 3・4	⑭ ① 2	
05									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
06									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
07									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
08									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
09									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
10									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
11									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
12									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
13									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
14									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
15									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
16									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
17									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
18									⑬ 1・2・3・4	⑭ 1・2	
小計				7		2,225,028					

第二十六号様式別表二(提出用)

欄	記入の仕方	留意事項	欄	記入の仕方	留意事項
①	申告書の年度を記入してください。		⑫	その資産について、最初に申告した年度を記入してください。	
②	償却資産申告書の所有者コード欄の番号を記入してください。		⑬	該当する番号を○で囲んでください。	1.売却 2.滅失 3.移動 4.その他
③	氏名または名称を記入してください。		⑭	該当する番号を○で囲んでください。	1.全部 2.一部
④	種類別明細書(減少資産用)について、 2枚のうちの1枚目 というようにページ数を付してください。		⑮	次のような事項を記入してください。	
⑤⑥⑦⑨⑪	同封してある「令和7年度種類別明細書」をご覧ください。なお、「抹消コード」は、「令和7年度種類別明細書」の「資産コード」と同じです。	ひらがな・カタカナ・漢字・ローマ字・数字で記入してください。		◎一部減少で、当初数量5、取得価額30万円(単価6万円)のうち数量2を処分した場合は、「当初取得価額30万円のうち12万円減少」と記入してください。 ◎その他、当該資産が減少したことについて必要な事項	
⑧	減少した数量を記入してください。(数量を特定できないものは「1」と記入してください。)				
⑩	減少した資産の当初の取得価額を記入してください。	資産の一部が減少した場合は、その資産の当初取得価額全額を記入してください。残存分は、新たに増加資産として申告してください。			

申告書のご提出の前に…

- ☐ 「1 住所」欄に納税通知書の送付先は記入されていますか？
- ☐ 「6 この申告に応答する者の係及び氏名」欄に連絡先は記入されていますか？
- ☐ 「15 資産の所在地」欄、「17 事業所用家屋の所有区分」欄は記入されていますか？
- ☐ 種類別明細書（増加資産用）に取得年月や耐用年数は記入されていますか？
- ☐ 電算処理方式の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか？
- ☐ 控えの返送を希望の場合、切手を貼った返信用封筒は同封されていますか？

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き
編集・発行 大阪府富田林市課税課資産税係

※令和7年8月時点の情報を基に作成しています。

令和7年11月発行